

令和 7 年 10 月 29 日

昭島市長 臼 井 伸 介 殿

昭島市特別職報酬等審議会
会長 平 畑 文 興



議会の議員並びに、市長、副市長及び教育長の期末手当について（答申）

令和 7 年 10 月 1 日付け昭総職第 163002 号をもって諮問のあった
標記のことについて、別紙のとおり答申いたします。

昭島市特別職報酬等審議会答申書

1 はじめに

本審議会は、令和7年10月1日に昭島市特別職報酬等審議会条例（昭和40年条例第5号）第2条の規定に基づき、市長から議会の議員並びに、市長、副市長及び教育長の期末手当について諮問を受けた。

本審議会は、最近の社会経済情勢をはじめ、市の財政状況、他自治体における報酬等の状況などを参考とし、広範な視野に立ち審議を行った。

2 審議経過

この諮問を受け、令和7年10月1日、10月29日の2回にわたり審議会を開催した。

まず、東京都多摩地区26市の特別職の期末手当の決定方法について、確認と審議があった。

前提として社会経済情勢を鑑みると社会全体として賃上げの流れがあること、地方公務員法に基づく均衡の原則等は厳密には特別職には適用されないとは言え、客観的な判断材料に基づく適正な支給率とする必要性について論じられた。

本市と同様、単独で人事委員会を設置していない多摩地区26市においては、東京都人事委員会が毎年、東京都内の民間企業の給与を調査し、東京都職員の給与と比較し発出している東京都人事委員会勧告を参考としている市が多いことが挙げられた。

このことは、令和6年度においても26市中16市が東京都人事委員会勧告に基づく一般職の改定率と同率であることで証明されている。

審議の過程の中では、東京都人事委員会勧告に準拠した一般職の期末・勤勉手当の率と異なる率を支給している自治体についての言及があり、議員提出議案として市議会に諮り条例を改正し、支給率を変更している自治体や審議会に諮問し、答申を持って条例改正に臨んでも、毎年市議会でも否決されており、改正に至っていない自治体があることなどが確認された。

また、本年の東京都人事委員会勧告は10月17日に発出され、一般職の特別給（賞与）については、民間企業の支給現況を踏まえ、年間支給月数を0.05月分引き上げる内容の勧告が出た。したがって、現状で4.85月である特別給（賞与）は4.90月となり、実施時期は令和7年12月支給分からとなる。

3 結 論

全2回にわたる審議会での審議を踏まえ、議会の議員並びに、市長、副市長及び教育長の期末手当については、現下の社会経済情勢や東京都多摩地区26市の状況も鑑み、従来通り一般職の期末・勤勉手当の総支給月数に準じた月数とするのが妥当であるとの結論に達した。

そのため、今年度の期末手当の改定は0.05月分引き上げとなり、年間の支給月数は4.90月とする。

4 おわりに

社会経済情勢が急速に変化する中において、地方自治体の役割や責任も一層重みを増し、特別職の役割はこれまでも増して重要になってきている。

それらを考慮し、それぞれに課せられた役割を十分に果たし、昭島市の発展と市民福祉の向上に一層の努力を期待するものであるが、そのためには職務に見合った適切な報酬額等を定める必要があると考える。

特別職の報酬等の額については、平成10年以降改定されていないことから、近年の物価や人件費の動向、社会経済情勢、市の財政状況、他市の動向等を踏まえ、時宜を失することなく本審議会に改めて諮問することを検討されるよう申し添える。